

命を守る行政を

大阪市の生活保護行政 全国調査から

③ 扶養義務の強化

突然の郵便物で要請――

「これは誰のこと？」

ことし3月、大阪市内に住む女性Aさん(55)は、住之江区保健福祉センター・生活支援課から届いた郵便物を手にして、わけがわかりませんでした。「親族に対する扶養のお願い」という書面。文章は「あなたの親族にあたる次の方は、当所で生活保護を受給中です」から始まっています。

孫にまでも画一的に――

うことになっているとし、「そこで、あなたの資力に応じて、できる範囲で扶養援助(仕送りまたは引き取り扶養)をしていただきたく、お願いしています。」

します。「なお、どの程度援助できますか」として、3月末までに回答するよう要求。

「回答書」には「引き取って扶養する」「毎月仕送りをする」「毎月物品を援助する」などの選択肢が列挙され、「扶養できない場合」は「できない理由を書いてください」。

「あなたの家族の状況を書いてください」という欄には氏名、続柄・年齢、勤務先・学校、収入(月額)の項目のほか、給与明細書の添付も求め



が、まさか自分のところに届くなんて思ってみませんでした」

扶養照会の書面はAさんの姉妹、さらにその子ども、つまり保護申請者の父親が離婚した当時は生まれてもない孫にまで届いていることが分かりました。Aさんは「書面が画一的に送られている」と思わざるを得ません。こんな一方的なやり方で生活保護行政をやっているのか。怒りと同時に、怖さも感じました。

画一的な扶養照会もテーマになった住之江区での交渉(5月28日)

回答を送らないとどうなるのか……」

調査団は交渉で、厚生労働省の通知でも、生活歴などから扶養の履行を期待できない人には、照会しないとされているにも関わらず、大阪市は一律に紹介している問題を指摘。「扶養照会することとは申請者本人に確認した」と区側は説明しましたが、扶養義務者である親族に迷惑がかかることを不安に思い、保護申請を断念するケースもあ

り、申請権の侵害につながると是正を求めました。

で月額1万5千円もの「援助」を求める異常なものとなっています。

実際、全国調査に先立つ電話相談などで「扶養義務者をすべて書き出すよう求められたが、この間の芸能人バッシングなどに不安を感じ、保護申請を取り下げようかと思案している(淀川区)、「35歳の息子が10年前からうつを発症し就労できない。生活保護申請に行く」と「援助できるだろう」「親族全部調べることになる」と言われ、保護申請を諦めた(都島区)などの事例が明らかになっています。

この問題はことし3月の参院予算委員会、日本共産党の辰巳孝太郎議員が取り上げて政府を追及。「ワーキングプアで苦しんでいる子どもたちのところにこんなものが届くのなら、(親は)生活保護申請はもうやめておこうとなる。『水際作戦』の常とう手段の一つに使われることになる」と迫りました。田村憲久厚生労働相は、扶養義務は「生活保護の要件ではない」と認め、大阪市の事例については「適切に助言していく」と答えています。

仕送りの目安まで――

大阪市は昨年11月、独自に「生活保護受給者に対する仕送り額の『めや

す』を策定。扶養義務者の年収のみを基準に割り出した仕送り額を具体的に示していますが、月額の手取り額が9万円という、生活保護基準以下で生活する人にも、最大

は、まず扶養義務者(夫婦、親子、兄弟姉妹などの近親者)からできるだけ扶養援助を受けてもら

35年間も音信不通でも

(続く)